令和８年（フ）第７７号
青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字押上52番地３　増田敏夫方
債務者　増田　尚子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第６４号
青森県上北郡おいらせ町三本木156番地　奥入瀬東団地Ｋ－２
債務者　女ケ沢　孔徳
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第２４０号
茨城県つくば市東２丁目９番地10　ヴィルヌーブＡ棟203号
債務者　久保　武史
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２４２号
茨城県土浦市下高津二丁目１番２－102号　県営ひばりアパート
債務者　益子　亮太
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第７６号
千葉県茂原市早野1493番地　リバーサイド早野１号館101
債務者　植草　愛子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１３３９号
東京都八王子市川町205番地９
債務者　只野　文明
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３２号
金沢市泉２丁目23―43　フォンターナＳ・Ｙ202、住民票上の住所金沢市額新町２丁目177番地　セレクトハイム105号
債務者　石川　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６４号
石川県能美市大浜町マ79番地１　市営根上はまなす住宅・206号、従前の住所石川県能美市中町ツ10番地３　ソルレヴェンテ・102号
債務者　近藤よし子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第２１０号
福井県南条郡南越前町大良第１号１番地33
債務者　荒井　　卓
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１２号
福井市加茂河原４丁目６番30号、旧住所大阪府吹田市南吹田５丁目１番１―601号
債務者　松村　果歩
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１３号
福井県鯖江市水落町３丁目８番33号　ヴェルチュ．102
債務者　ＳＬＵＧこと岡田　耕治
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
福井市上中町第16号７番地
債務者　安野　有香
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
福井市西木田３丁目７番12号　不動マンション203号
債務者　吉澤　廣司
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２３号
福井県あわら市西温泉１丁目107番地２　ウエスト・ウイング　Ａ－２
債務者　平井　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２４号
福井県越前市家久町第111号23番地　レジデンス家久306
債務者　古川　昇昌
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２５号
福井市手寄１丁目15番15号　デラシオン旭207
債務者　竹内　広和
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係